

産廃不法投棄に罰則 環境省



産業廃棄物の不法投棄対策の強化などを目的に、環境省の廃棄物処理法改正案の全容が13日明らかになりました。今回の法改正案の柱となるのは、不法投棄関連の罰則が新設されたことです。改正案の具体的内容は以下のとおりです。

不正軽油の製造工程でできる硫酸ピッチを人の健康や生活環境に重大な被害を及ぼす「指定有害廃棄物」とし、保管や収集、運搬などを原則禁止とし、違反者に同法では最も重い懲役5年以下または罰金1千万円以下の罰則。

産廃排出業者に無許可の運搬業者を紹介し不法投棄させるブローカー（仲介）行為や、産廃の不法焼却に対し懲役5年以下または罰金1千万円以下の罰則。

不法投棄を目的に産廃を収集・運搬した業者に対し懲役3年以下または罰金3百万円以下の罰則。

産廃不法投棄現場や排出事業者が広域にわたる大規模な事案で緊急対応が必要な場合、国が都道府県に撤去などを指示出来る。

廃棄物処理施設で事故が発生した際は、応急措置や都道府県への届け出を施設設置者に義務付ける。

満杯になった最終処分場の跡地利用を制限する制度を導入し、土地の掘り返しなどで有害物質が周囲に漏れ出さないようにする。

不法投棄関連の罰則新設により、不法投棄に至る前の早い段階での取り締まりが可能となり、抑止効果が期待されます。

資料:2004年2月4日付 日本工業新聞、埼玉新聞

機器分析箇所 田沼 祐樹

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

